

金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱

今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1. 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

第一種金融商品取引業者及び投資運用業者の特定主要株主（50%を超える議決権を保有する者）に対して、内閣総理大臣への届出義務を課すとともに、特定主要株主に対する措置命令その他の監督に関する所要の規定を整備することとする。（金融商品取引法第32条～第32条の4関係）

2. 一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入

（1）一定規模以上の第一種金融商品取引業者に係る規制

特別金融商品取引業者（総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者）に対して、内閣総理大臣への届出義務を課すとともに、所屬する企業グループの財務状況等の報告を義務付けることとする。

（金融商品取引法第57条の2関係）

特別金融商品取引業者に対して、当該特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る連結ベースの事業報告、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付けることとする。

併せて、当該連結自己資本規制比率に応じて特別金融商品取引業者に対する措置命令を可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第57条の3～第57条の9、第57条の11関係）

特別金融商品取引業者の子会社等に対する報告徴取・検査に関する所要の規定を整備することとする。（金融商品取引法第57条の10関係）

（2）一定規模以上の第一種金融商品取引業者の親会社に係る規制

特別金融商品取引業者の親会社又はその子法人等が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合において、それらの業務の健全かつ適切な運営を確保することが公益又は投資者保護のため特に必要であると認められるとき、内閣総理大臣が当該親会社を以下の から までの規制・監督の対象として指定する制度を設ける（他法令（外国の法令を含む）に基

づいて適切な監督を受けていると認められる場合は、指定しないことができる）とともに、指定親会社（当該指定を受けた親会社）に対する書類の提出義務その他の所要の規定を整備することとする。

イ 当該親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っていること。

ロ 当該親会社又はその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対し、資金調達に関する支援であって、その停止が当該特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものを行っていること。

（金融商品取引法第 57 条の 12～第 57 条の 14 関係）

最終指定親会社（指定親会社のうち同一の企業グループの中で最上位の者）に対して、当該最終指定親会社及びその子法人等に係る連結ベースの事業報告、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出・縦覧を義務付けることとする。

併せて、当該連結自己資本規制比率に応じて、最終指定親会社や当該最終指定親会社の子会社である特別金融商品取引業者（対象特別金融商品取引業者）に対する措置命令を可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 57 条の 15～第 57 条の 17、第 57 条の 21 関係）

指定親会社に対して対象特別金融商品取引業者の業務改善のための措置を命じることを可能とするほか、指定親会社が支払不能に陥るおそれがある等の場合に、当該指定親会社に対して対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置等を命ずることや、当該対象特別金融商品取引業者に対して業務停止を命ずることを可能とする等、監督に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 57 条の 18～第 57 条の 20、第 57 条の 22、
第 57 条の 24、第 57 条の 25 関係）

指定親会社や当該指定親会社の子会社等に対する報告徴取・検査に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 57 条の 23 関係）

3．清算関連の基盤整備に係る諸制度

（1）金融商品取引清算機関に係る規制の見直し等

金融商品債務引受業の定義について、現行の「債務の引受け」を「債務を、引受け、更改その他の方法により負担すること」に改めるとともに、取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案

し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものに係る適用除外を設けることとする。

(金融商品取引法第2条第28項関係)

金融商品取引清算機関の免許審査基準に、未決済債務等の決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていることを追加することとする。(金融商品取引法第156条の4第1項関係)

金融商品取引清算機関に対し、資本金規制を設けることとする。

(金融商品取引法第156条の5の2、第156条の12の3関係)

金融商品取引清算機関の主要株主規制として、次の事項を規定することとする。

イ 5%を超える議決権の保有者となった者に対し、内閣総理大臣への届出義務を課す。(金融商品取引法第156条の5の3関係)

ロ 20%以上の議決権の取得・保有をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可手続その他の所要の規定を整備する。

(金融商品取引法第156条の5の5～第156条の5の7関係)

ハ 金融商品取引清算機関の主要株主に対する報告徴取・検査、認可の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備する。

(金融商品取引法第156条の5の8～第156条の5の10関係)

(2) 外国金融商品取引清算機関制度の創設

外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者は、免許を受けて金融商品債務引受業を行うことができることとし、免許審査基準として、未決済債務等の決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること等を規定し、免許申請手続その他の所要の規定を整備することとする。(金融商品取引法第156条の20の2～第156条の20の5関係)

外国金融商品取引清算機関の業務方法書、役職員の秘密保持義務その他の外国金融商品取引清算機関の業務に関する所要の規定を整備することとする。

(金融商品取引法第156条の20の6～第156条の20の11関係)

外国金融商品取引清算機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとする。

(金融商品取引法第156条の20の12～第156条の20の15関係)

(3) 金融商品取引清算機関と外国金融商品取引清算機関等との連携制度の整備

金融商品取引清算機関は、内閣総理大臣の認可を受けて、連携清算機関等（他の金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者）と連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結して連携金融商品債務引受業務を行うことができることとする。

（金融商品取引法第 156 条の 20 の 16 関係）

認可審査基準として、認可申請を行う金融商品取引清算機関及び連携清算機関等において、未決済債務等の決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること等を規定し、認可申請手続その他の所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 156 条の 20 の 17、第 156 条の 20 の 18 関係）

連携金融商品債務引受業務の停止命令、認可の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 156 条の 20 の 22 関係）

（４）日本銀行からの意見聴取

内閣総理大臣は、金融商品取引清算機関等に対する処分を行うために必要があると認めるときは、日本銀行に対し、意見を求めることができることとする。

（金融商品取引法第 156 条の 20 の 23 関係）

４．裁判所の禁止・停止命令に違反した場合の両罰規定の整備

裁判所による禁止・停止命令に違反した法人に罰則を課すことができるよう、規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 207 条関係）

５．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 金融商品取引法の一部改正（第 2 条関係）

１．店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

金融商品取引業者等に対し、店頭デリバティブ取引等のうち、取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであって、その特性にかんがみ、我が国において清算する必要があるものについては、金融商品取引清算機関の利用を義務付けることとする。

金融商品取引業者等に対し、店頭デリバティブ取引等のうち、取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものについては、金融商品取引清算機

関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む）又は外国金融商品取引清算機関の利用を義務付けることとする。

（金融商品取引法第 156 条の 62 関係）

2．取引情報保存・報告制度の創設

（1）取引情報の保存及び報告等

金融商品取引清算機関等に対し、取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告義務を課すこととする。（金融商品取引法第 156 条の 63 関係）

金融商品取引業者等に対し、取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告義務を課すこととする。加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報蓄積業務に類する業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者）による取引情報の保存及び内閣総理大臣への報告を選択できることとする。

（金融商品取引法第 156 条の 64、第 156 条の 65 関係）

内閣総理大臣は、取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するほか、必要があると認めるときは、金融商品取引清算機関等又は取引情報蓄積機関に対し、取引の概要を明らかにするために必要と認められる事項の公表を命ずることができることとする。

（金融商品取引法第 156 条の 66 関係）

（2）取引情報蓄積機関制度の創設

内閣総理大臣による取引情報蓄積機関の指定制度を設けるとともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 156 条の 67～第 156 条の 70 関係）

取引情報蓄積機関に対する兼業の承認制、業務規程の認可制その他の取引情報蓄積機関の業務に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 156 条の 71～第 156 条の 79 関係）

取引情報蓄積機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、指定の取消しその他の監督に関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第 156 条の 80～第 156 条の 84 関係）

3．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 保険業法の一部改正（第3条関係）

1. 保険会社の経営の健全性の確保

内閣総理大臣は、保険会社及びその子会社等に係る額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとする。

（保険業法第130条関係）

2. 保険持株会社に係る経営の健全性の確保等

内閣総理大臣は、保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として、当該保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとする。（保険業法第271条の28の2関係）

保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにする命令は、保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じて定めるものでなければならないこととする。

（保険業法第271条の29関係）

3. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正（第4条関係）

内閣総理大臣による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、投資者保護基金に加入している金融商品取引業者から金融商品取引業者全般に拡大することとする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第2条、第490条関係）

五 信託業法の一部改正（第5条関係）

信託業の免許取消し等の際、内閣総理大臣による新受託者選任等の申立ても可能とすることとする。

（信託業法第49条関係）

六 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

金融商品債務引受業の適用除外、金融商品取引業者全般に対する内閣

総理大臣による破産手続開始の申立権の整備、信託業の免許取消し等の
際の内閣総理大臣による新受託者選任等の申立権の整備等に係る規定
公布の日

裁判所の禁止・停止命令に違反した場合の両罰規定の整備に係る規定
公布の日から起算して20日を経過した日

保険会社の経営の健全性の確保等に係る規定 公布の日から起算して
2年を超えない範囲内において政令で定める日

店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、取引情
報保存・報告義務の導入等に係る規定 公布の日から起算して2年半を
超えない範囲内において政令で定める日

(附則第1条関係)

2. 経過措置等

所要の経過措置等を定めることとする。

金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。